

# 垂直的制限

## (2巡目)

## 2 拘束者と被拘束者との取引関係

\* 9k143-144

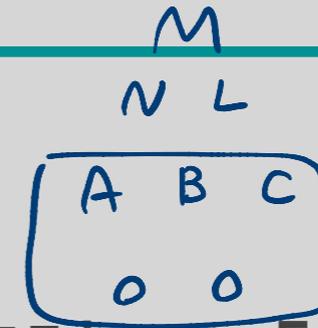
\* 外国は「非水平」という軽い意味で「垂直」

\* 日本は（真面目なので？）取引関係があることを条文上の要件として書き込んでしまった。  
2条9項4号、一般指定11項、一般指定12項。

\* 形式的に取引関係がなくても実質的に取引関係があるなどという説明。

\* やむを得ない場合は支配型私的独占

▶ 福井県経済農業協同組合連合会事件



X  
↓  
Y  
↓  
Z

- \* 価格拘束は原則違反とされる
- \* 通常のビジネス慣行として、相手方の価格を決める場合がある。
- \* 2つのパターン
  - ▶ XがYに販売を委託
  - ▶ 実質的な取引はXとZで行い、事情によりYを噛ませる
- \* 条件：Yは必要最小限のリスクしか負わない

# 4 流通取引慣行ガイドライン「付」

- \* 9k145

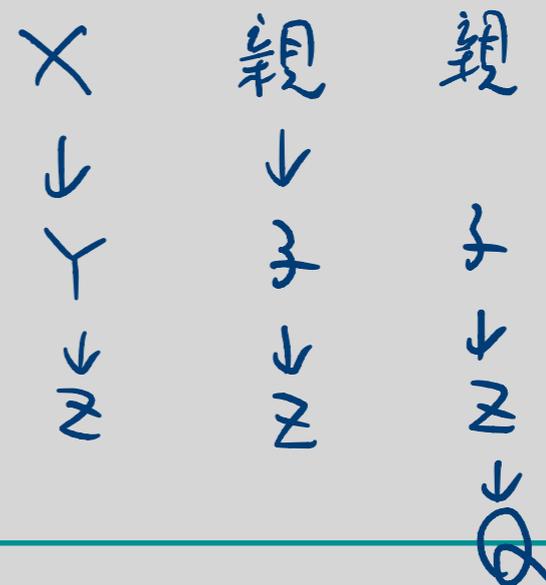
- \* 「付」1・2と「付」3は、全く違う問題

- \* 「付」1・2

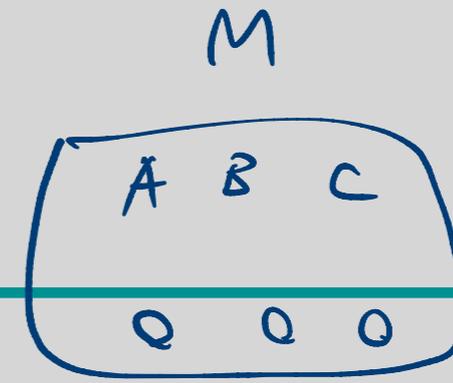
- \* 子会社Yに価格を指示する場合はOK

- \* 「付」3

- \* 子会社Yが価格拘束をしたら親会社Xにも独禁法の問題が生ずる



# 最高価格拘束



- \* 「最高再販売価格拘束」と呼ばれることもあるが「再」でなくとも同じ問題。
- \* あり得る弊害
  - \* 「高価格高品質で勝負」ができなくなる
  - \* 上限価格に張り付く
- \* 正当化理由？
  - \* 例：マスク
  - \* 公取委 新型コロナウイルスQ&A (R2)
  - \* 白石 論究ジュリスト35号 (R2)